

## 会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
職 種	スクールカウンセラーに準ずる者
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	勤務校において、校長の指揮監督の下に、生徒へのカウンセリング、生徒の悩み相談・話し相手、教職員及び保護者への助言・援助、生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供、その他生徒のカウンセリング等に関し適当と認められるもの。
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーにあっては公認心理士又は臨床心理士の資格を有すること。</li> <li>・勤務可能な地域に居住していること。</li> <li>・心身が健康であること。</li> <li>・学校教育に理解と熱意があること。</li> <li>・職業に従事している場合にあっては、スクールカウンセラーに準ずる者の業務に支障がないこと。</li> </ul>
勤務日及び勤務時間	年間 34 日勤務、1 日 4 時間程度とする。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報 酬： スクールカウンセラーに準ずる者 日額 11,200円</li> <li>・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。</li> <li>・期末手当：なし</li> </ul>
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。</li> <li>・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</li> <li>・スクールカウンセラーに準ずる者等としてふさわしくない行為があったとき。</li> </ul>
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）</li> <li>・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）</li> <li>・秘密を守る義務（同法第 34 条）</li> <li>・職務に専念する義務（同法第 35 条）</li> <li>・政治的行為の制限（同法第 36 条）</li> <li>・争議行為等の禁止（同法第 37 条）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。</li> </ul>

○応募期間 令和 7 年 3 月 19 日（水）～令和 7 年 3 月 25 日（火）土日祝日除く  
ただし、応募多数の場合は 3 月 25 日より前に締め切ることがあります。

○問い合わせ先

愛媛県立新居浜西高等学校 事務課 山下 哲 愛媛県新居浜市宮西町 4 番 46 号

TEL 0897-27-2735 Fax 0897-37-5751